区役所等２９施設固定電話通信サービス契約
入札説明書

令和４年１月

千葉市市民局市民自治推進部区政推進課

【　目　次　】

1　一般競争入札に付する事項……3
2　競争入札参加資格……3
3　入札参加資格確認申請書等の提出……4
4　入札説明会……4
5　仕様書等に関する質問……4
6　入札手続等……5
7　落札者の決定方法等……6
8　再度入札の実施……6
9　契約の手続等……6
10　契約事務担当課……6
11　その他……6

令和４年１月２４日付千葉市公告第３１号により公告した区役所等２９施設固定電話通信サービス契約の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

１　一般競争入札に付する事項

（１）件名

区役所等２９施設固定電話通信サービス契約

（２）サービス概要

仕様書及び契約書のとおり

（３）契約期間

令和４年４月１日から令和７年３月３１日まで

（４）履行場所

区役所、保健福祉センター、区政事務センター、市民センター及び連絡所（計２９施設）

（５）契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでのスケジュールは、以下を予定している。ただし、千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第１号）に規定する市の休日には、受付（各質問の受付を含む）を行わない。

	内　　容	日　　付
①	入札公告	令和４年１月２４日
②	入札説明書の交付	令和４年１月２４日～令和４年１月３１日
③	入札参加資格確認申請の受付	令和４年１月２４日～令和４年１月３１日
④	入札参加資格確認結果の通知（発送期限）	令和４年２月７日
⑤	仕様書等に関する質問の受付	令和４年２月８日～令和４年２月１５日
⑥	仕様書等に関する質問の回答（期限）	令和４年２月２２日
⑦	入札及び開札	令和４年３月２日
⑧	契約締結	令和４年４月１日（予定）

２　競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

（１）令和２・３年度千葉市物品入札参加資格者の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア　手形交換所による取引停止処分を受けてから、２年間を経過しない者

イ　当該入札日前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ　千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）に基づく指名停止

措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ　千葉市内において、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に違反している者

（３）電気通信事業法による登録電気通信事業者であること。

３　入札参加資格確認申請書等の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（１）入札参加資格確認申請書等

ア　入札参加資格確認申請書（様式１）

イ　誓約書（様式２）

（２）入札参加資格確認申請書等の配付

令和４年１月２４日（月）から千葉市ホームページ内「入札情報等」のページに本件の入札参加資格確認申請書等掲載するので、ダウンロードして使用すること。

（３）提出期間

１（５）「契約締結までのスケジュール」による。

（４）提出方法

入札参加資格確認申請書等の提出は、契約事務担当課への持参又は郵送によること。

持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前９時３０分から午後４時３０分までとすること。

郵送による場合は、封筒に「入札参加資格確認申請書等在中」と朱書きして、契約事務担当課宛てに、１（５）「契約締結までのスケジュール」に定める提出締切日の前開庁日（令和４年１月２８日（金）午後５時００分）までに書留郵便にて必着のこと。

（５）入札参加資格の確認通知

１（５）「契約締結までのスケジュール」により、入札参加資格の確認審査の結果について、申請者宛てに「入札参加資格確認結果通知書」を郵送する。

４　入札説明会

入札説明会は実施しない。

５　仕様書等に関する質問

（１）仕様書等に関する質問

ア　質問書の様式

「仕様書等に関する質問書」（様式３）を用いること。

イ　提出期間

１（５）「契約締結までのスケジュール」による。

ウ　提出方法

契約事務担当課に電子メールにて提出すること。

エ　質問に対する回答

１（５）「契約締結までのスケジュール」により、当該質問書提出期間内に受理したすべての質

問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。

（３）質問書提出時の留意事項

ア　電子メール送信後に、必ず契約事務担当課に電話連絡し、質問書の到達を確認すること。

イ　メール１通当たりの容量が１０ＭＢを超えないよう留意すること。

６　入札手続等

（１）入札及び開札の場所及び日時

ア　場所

千葉市役所本庁舎８階　会議室

イ　日時

令和４年３月２日（水）午前１０時００分

（場所、日時等を変更する場合は別途通知する。）

（２）入札書類

ア　入札書（様式４）

イ　入札書別紙明細（様式４－２）※入札金額の算出根拠として使用すること

ウ　委任状（様式５）※必要な場合のみ

（３）入札書に記載する金額

入札金額は、基本料金、通話料金、オプションサービス使用料金、初期投資費用を含んだ３年間の想定金額のうち、契約初年度（１２ヶ月）に要する金額とする。ただし、いずれの金額も消費税を除いた金額とする。（入札金額＝３年間の想定金額÷３年の税抜額）

（４）入札書類の提出方法

ア　入札書類の提出は、契約事務担当課への持参又は郵送によること。

イ　入札書及び入札書別紙明細は、商号及び入札件名を記載した封筒に入れ、密封の上、提出すること。

ウ　郵送による入札の場合は封筒を二重とし、入札書を中封筒に入れ、密封すること。

表封筒に「入札書在中」と朱書して、契約事務担当課宛てに、令和４年３月１日（火）午後５時００分までに書留郵便にて必着のこと。

（５）開札に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない（入札前に委任状（様式５）を提出すること。）。

（６）無効となる入札

ア　本書に定める入札書類等に虚偽の記載を行った者の入札

イ　千葉市契約規則（昭和４０年千葉市規則第３号）第１６条の規定に該当する入札

ウ　郵送により入札書の提出を行う場合に、本書の定める方法によらない入札

エ　金額表示を改ざんし、又は訂正した入札書による入札

オ　入札の心得（入札説明書付録）中の「３．無効となる入札について」に該当する入札

カ　その他、本書において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札

（７）入札保証金

要。ただし、千葉市契約規則第８条に該当する場合は、免除とする。また、入札保証金に代わる

担保については、千葉市契約規則第７条による。

（８）その他留意事項

ア　入札参加にあたっては、入札の心得（入札説明書付録）を熟読すること。

イ　入札の際には、入札参加資格確認結果通知書の写しを持参すること。

７　落札者の決定方法等

千葉市契約規則第１０条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

８　再度入札の実施

（１）開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がないときは、直ちに再度入札を行う。

（２）再度入札の回数は、１回とする。

（３）再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

９　契約の手続等

（１）契約保証金

要。ただし、千葉市契約規則第２９条に該当する場合は、免除とする。

また、契約保証金に代わる担保については、千葉市契約規則第２８条の２による。

（２）契約書作成の要否

要

（３）契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（４）千葉市契約規則の閲覧

千葉市契約規則は、契約事務担当課及び千葉市ホームページ「千葉市例規集」にて閲覧できる。

（http://www1.g-reiki.net/chiba/reiki_honbun/g002RG00000202.html）

10　契約事務担当課

〒２６０－８７２２

千葉市中央区千葉港１番１号

千葉市市民局市民自治推進部区政推進課

電話　０４３－２４５－５１３３（直通）

電子メール：kusei.CIC@city.chiba.lg.jp

11　その他

（１）費用負担

入札参加に必要な費用は、すべて入札者の負担とする。

（２）資料の取扱い

本市が保有する資料のうち、本件入札に当たって必要と本市が認める資料は、本市が貸与する。

本市が貸与した資料は、本件入札以外の目的で使用してはならない。また、本市の許可なく複写又は複製してはならない。

なお、本市が貸与した資料は、入札書類提出時に契約事務担当課へ返却すること。

（３）入札書類の取扱い

提出された入札書類の受理後、加除修正及び撤回は認めない。

（４）契約締結について

契約締結は、このサービス契約に係る令和４年度予算の成立を条件とする。

（５）契約の変更等

契約を締結した会計年度の翌年度以降において、本件に係る予算が措置されない場合は、変更契約の締結、または契約の解除を行う。